

指定避難所等の指定状況等の調査結果

この度、内閣府では消防庁と連名で地方公共団体における指定避難所等の指定状況等について調査（令和4年12月1日時点）を実施し、結果を取りまとめましたので公表いたします。

1. 調査の概要

(1) 調査対象

全市町村（1,741 団体）

(2) 調査基準日

令和4年12月1日

(3) 調査内容

自治体の指定避難所等の指定状況等

2. 調査結果概要

(1) 指定避難所

指定避難所は、災害対策基本法施行規則上、指定一般避難所と指定福祉避難所で構成される。

① 指定避難所：82,184 箇所（R3.12.1 時点：81,978 箇所（+206 箇所））

うち、指定一般避難所：73,474 箇所（89.4%）

指定福祉避難所：8,710 箇所（10.6%）〔図1〕

② 指定福祉避難所（8,710 箇所）のうち、

受入対象者を特定している指定福祉避難所：8,054 箇所（92.5%）〔図2〕

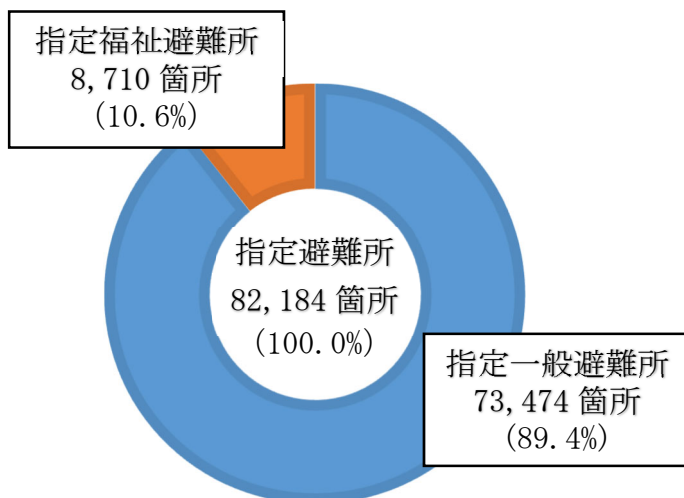


図1 指定避難所の内訳

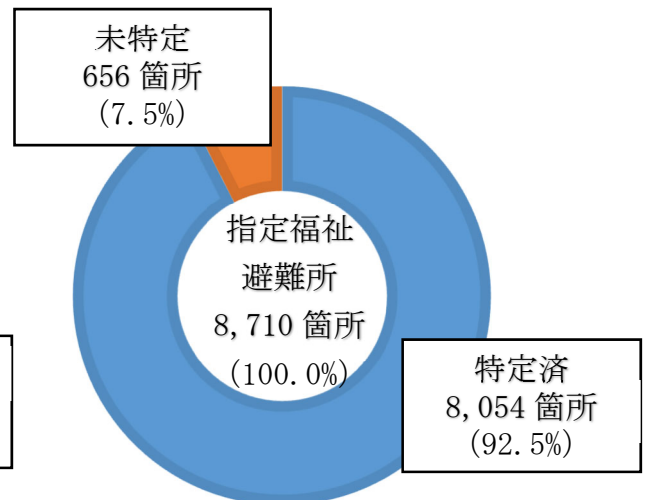


図2 受入対象者を特定している指定福祉避難所数

(2) 福祉避難所

福祉避難所は、災害対策基本法施行規則の規定に基づき市町村が指定した指定福祉避難所と、協定等により確保している福祉避難所（※）で構成されている。

○ 福祉避難所：25,356 箇所（R3.12.1 時点：24,935 箇所（+421 箇所））

うち、指定福祉避難所：8,710 箇所（再掲）（34.4%）

協定等により確保している福祉避難所：16,646 箇所（65.6%）〔図3〕

※ 災害対策基本法施行規則に基づき指定・公示された指定福祉避難所ではなく、市町村が協定等により確保している福祉避難所をさす。

本調査においては、令和3年5月20日以前に指定避難所として指定されていた福祉避難所のうち、調査時点（令和4年12月1日）において指定福祉避難所としての指定・公示がなされていない福祉避難所（1,236 箇所）も含めている。

これは指定福祉避難所となるためには、災害対策基本法施行規則の施行後に改めて、指定福祉避難所として指定し、名称、所在地等を公示することとしているため、指定・公示の手続きがされていない避難所は指定福祉避難所とならないことによる。

なお、これらの福祉避難所が当該施行規則に定める指定福祉避難所として指定・公示された場合は、指定福祉避難所となる。

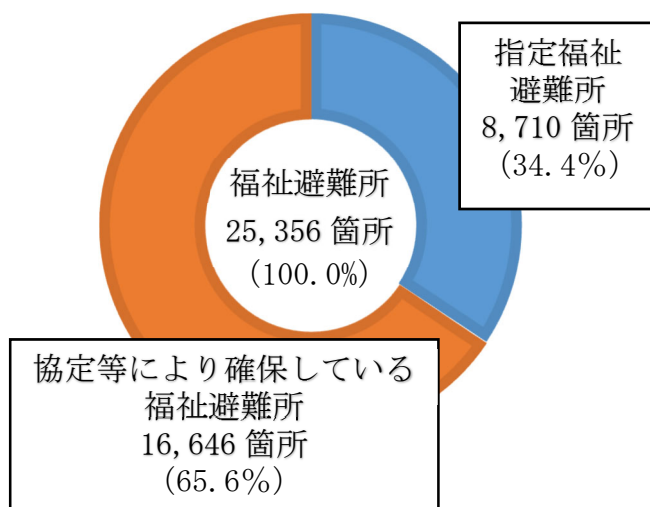


図3 福祉避難所の内訳

<連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
伊藤、坂本

TEL：03-3501-5191（直通）

消防庁国民保護・防災部防災課

福原、遠矢、木本、日比野

TEL：03-5253-7525（直通）